

# 新冠町第3次子どもの読書活動推進計画

(令和3年度～令和7年度)

令和3年3月

新冠町教育委員会

## 【目次】

### 第1章 基本方針

1 計画策定の目的・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2 計画の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・	1

### 第2章 子どもの読書活動の推進について

1 家庭・地域における子どもの読書活動の推進・・・・・・・・	4
2 学校等における子どもの読書活動の推進・・・・・・・・	5
3 図書プラザにおける子どもの読書活動の推進・・・・・・・・	7

### 第3章 子どもの読書活動の普及・啓発について・・・・・・・・ 8

### 第4章 関係機関の連携について・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

### 参考資料

子どもの読書活動の推進に関する法律・・・・・・・・	10
---------------------------	----

# 第1章 基本方針

## 1 計画策定の目的

平成13年12月に施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」の第9条第2項に基づき、平成23年に「新冠町子どもの読書活動推進計画」を策定し、子どもの読書環境の整備に取り組んできました。

本計画は、これまでの「第1次計画」「第2次計画」を引き継ぐとともに、平成30年に策定された「北海道子どもの読書活動推進計画〈第4次計画〉」を踏まえ、「第8次新冠町社会教育中期計画」と整合性を図りながら、子どもの読書活動の推進に取り組むための方向性を示すため、計画を策定するものです。

## 2 計画の基本方針

### (1) 子どもの読書活動の意義

子どもの自発的な読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにするとともに、成長に必要な経験を補い、社会性を養います。

幼少期に身に付けた読書習慣は、身のまわりに生じた問題点や課題に直面したとき、それを解決するための手段や方法をさがすうえで役立つと考えられます。

このことから、子どもの読書活動を身近なものにするためには、家庭・地域・学校等が連携を深め積極的な活動と環境の整備が必要です。

### (2) 基本理念

新冠町のすべての子どもたちが、あらゆる機会で本に親しみ、自らすすんで読書活動が行えるよう積極的な環境整備を図り、生涯にわたる読書活動の基盤づくりを目指します。

### (3) 計画の期間

令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

### (4) 計画の対象

本計画は、0歳からおおむね18歳を対象とします。また、子どもの読書活動は、発達の段階に応じて取り組むことが重要であることから、この間を大きく4つの期間に分けて、各期における特徴に応じて推進します。また、計画の推進には周囲の大人の存在や理解が欠かせないことから保護者や関係団体も対象とします。

## 【対象となる各年代の主な特徴】

### (1) 乳幼児期（0歳～6歳） 『本に出会う』

一般的に出生直後から1歳または1歳半くらいまでが乳児期、小学校に入学するまでを幼児期としています。

乳児期は、絵本の読み手の声や表情に反応し、コミュニケーションを図ろうと自らも声を発しようとしめます。子どもが自己を形成していく上でも、保護者等の周りにいる大人からの語りかけがとても大切になります。

幼児期は、絵本や物語を読んでもらうことによりその内容を自分の経験と結び付け、想像を巡らせ、読んでもらった本を自分でも読もうと試みるなど、本を楽しむことができるようになります。この時期に想像力や新しいものをつくり出す力が培われ、言葉も豊かになっていきます。

### (2) 小学生期（6歳～12歳） 『本に親しむ』

小学生期の低学年では、読み聞かせなどにより色々な本に親しんだり、読書を楽しむ時間をつくるのが大切です。

子どもは自身の成長とともに、本を最後まで読むことができるようになります。

高学年になると、読解力がつき幅広いジャンルの本（ノンフィクション、推理小説、スポーツ、科学など）に目を向けるようになります。教職員などのアドバイスを受けながら、教科や総合学習など調べ学習を通して、興味や目的に合った本を読もうとするようになります。

### (3) 中学生期（12歳～15歳） 『本から学ぶ』

中学生期は、部活動等により学校で過ごす時間が増えるとともに、家庭における学習時間も増え、生活リズムが大きく変化します。心身の急激な成長から反抗期を迎え、家族や周囲の大人とのコミュニケーションが不足しがちになる時期でもあります。

この時期は、多くの本の中から自分に合った本を選択できるようになります。本や文章から様々な立場や考え方があることを知るとともに、読書は将来や社会との関わり方を学ぶ手段ということを実感することが大切です。

### (4) 高校生期（15歳～18歳） 『本と生きる』

高校生期では、視野が広がり興味や関心は多岐にわたります。また、進路を選択し決定する時期には心身ともにストレスにさらされます。この時期に本に親しむ習慣を身につけ、経験を補うための手段や知識を学ぶことは生涯を通じて生きる支えとなります。

【子どもの読書活動推進の取組イメージ】

新冠町のすべての子どもたちが、あらゆる機会に本に親しみ、自らすすんで読書活動が行えるよう積極的な環境整備を図り、生涯にわたる読書活動の基盤づくりを目指します

	家庭	地域	図書プラザ	学校 認定こども園	児童館 子育て支援センター
乳幼児期 (0～6歳)	移動図書館車の定期運行				
	蔵書貸出による支援				
	読書に関する各種活動、行事等での協力連携・支援				
小学生期 (6～12歳)	ブックスタート事業	ボランティアサークル等の読書に関連する活動支援・協力連携	セカンドブックプレゼント事業	読み聞かせ等 絵本に親しむ 活動の推進	本や読書に親しむ活動、 取組みにおける協力・連携・支援
	家庭での 読み聞かせ 読書の推進		ふるさと絵本	朝読・図書ボラ ンティアによ る読み聞かせ 自発的な読書 活動の推進	
	読書習慣 の 定着		図書館の利用方 法指導・こども 司書体験事業等	学校図書室の 利用促進の連 携・支援	
中学生期 (12～15歳)	自発的な 読書の推進		社会見学学習 等の協力連携		
高校生期 (15～18歳)			職場体験学習 授業実習等の 協力連携		

## 第2章 子どもの読書活動の推進について

### 1 家庭・地域における子どもの読書活動の推進

#### 【現状と課題】

○読書習慣を身に付ける上で家庭の果たす役割は大きく、子どもたちにとって最初の本との出会いとなる読み聞かせは、親子がふれあう大切な時間にもなります。この時間の積み重ねは、その後の人格形成や将来豊かな人生を送るうえで影響があるとされており、また読書を通じて想像力や社会性、感受性が養われると言われていています。

子どもが読書習慣を身に着けるためには、まず保護者や周囲の大人が本に親しむことが重要であることから、読書に興味を持てるよう積極的な働きかけ、読書の意義や重要性を理解してもらうことが必要です。

○地域においては、乳幼児期に保護者とともに利用する子育て支援センターや児童が放課後等に利用する児童館において読書環境を整え、本を設置し、いつでも手にとれるようにしています。

また、読み聞かせの会等サークルにおいても本に親しむ活動が行われ、関係機関において様々な読書推進に関する啓発が行われています。関係機関が今後も活動を継続できるよう、会員増強を含め活動支援や連携が重要です。併せて、郷土愛を育むため、ふるさと絵本等の活用を継続する必要があります。

#### 【今後の方向】

- ・保護者や周囲の大人に対し本を読むことの意義を伝え、関係機関が連携した子どもの読書活動の普及に取り組みます。
- ・郷土資料館等と連携し、ふるさと絵本を活用したふるさと教育を推進します。

#### 【具体的な施策】

- ・家庭に対する子どもの読書活動の啓発
- ・ブックスタート・セカンドブック事業をきっかけとした読書習慣の定着
- ・ボランティアサークルによるおはなし会開催と情報提供
- ・図書プラザの活用の促進
- ・児童館や子育て支援センター等における蔵書の充実と支援
- ・家庭・保護者を対象とした読書意欲啓発事業の推進
- ・郷土絵本の活用推進
- ・子どもの読書活動に係るボランティアサークルへの支援

## 2 学校等における子どもの読書活動の推進について

### (1) 認定こども園における子どもの読書活動の推進

#### 【現状と課題】

- 保育所や幼稚園は幼児にとって生まれて初めて同年代と集団生活を経験する場所であり、大勢で絵本の読み聞かせを聞く面白さや一体感を味わう場でもあります。
- 図書プラザでは、認定こども園の図書スペース「えほんのへや」の蔵書充実を図るため、紙芝居の定期貸出しています。司書が毎月、季節や行事にあった内容を選定し、園内で活用できるよう支援しています。  
また、司書が訪問し、対象年齢にあわせた絵本の読み聞かせを行うおはなし会の実施のほか、移動図書館車の定期運行をしています。  
その他、散歩など屋外活動で図書プラザを訪問した際には、たくさんの本の中から自分で選んで本を読む時間や保育士による読み聞かせをする取組みが行われており、読書に親しむ活動が行われています。
- 認定こども園が所蔵している絵本は活用されている本ほど傷みが激しく、重ねて修理し使い続けています。今後においても、絵本や読書活動を通し子どもの豊かな心の育成に努めていくためには計画的な図書購入が必要です。

#### 【今後の方向】

- ・絵本の読み聞かせを中心に、様々な角度から本に触れる機会を提供します。

#### 【具体的な施策】

- ・読み聞かせ等による本に親しむ活動の推進・連携
- ・図書スペース「えほんのへや」の活用支援
- ・計画的な図書購入による蔵書の充実支援
- ・図書プラザの施設活用促進
- ・図書プラザ職員によるおはなし会の実施
- ・移動図書館車の定期運行による読書機会の増強

## (2)学校における子どもの読書活動の推進

### 【現状と課題】

- 小中学校では、子どもの発達の段階を踏まえて語彙や多様な表現、新たな考え方に会うための機会を充実させる必要があります。授業や様々な活動を通して学校図書室を活用し、興味を持ったことを調べる学びの場のほか、好きな本を自分のペースで読める自由な場として子どもたちの心の居場所となることが大切です。
- 小学校では朝学習の時間や教職員・ボランティアによる読み聞かせを通じて本に親しむ機会があり、また中学校では委員会活動など生徒が主体となった活動と学校図書館の運営、読書の推進が図られています。
- 校外学習や職場体験学習においては図書プラザも有効に活用されています。
- 学校図書室は、教職員や児童・生徒の他、図書ボランティアによって運営されており、これまで蔵書の充実や学校図書管理システムの導入等、関係機関と連携しながら整備に取り組んできました。併せて、図書プラザの支援によって多くの図書を長期にわたって教室などの身近な場所に設置し、読書しやすい環境が作られています。
- 今後は学校の読書環境の整備を継続するとともに、学校図書管理システムの有効活用等によって学校図書室の利活用に努めることが必要です。

### 【今後の方向】

- ・教職員・保護者の読書への理解と関心を高める働きかけを実施します。
- ・図書ボランティアや関係機関と連携し子どもの読書活動を推進します。
- ・学校図書室の環境を整備し、学校と連携し読書意欲の向上を図ります。

### 【具体的な施策】

- ・教職員による児童・生徒への指導やボランティアによる読み聞かせの推進
- ・蔵書の充実と学校図書室支援
- ・教職員の学校図書管理システムの利用による学校図書の有効活用
- ・学習における学校図書室や図書プラザの施設利用促進
- ・児童会・生徒会活動等を通じた児童・生徒の読書意欲の啓発
- ・教職員を対象とした情報提供の推進



### 3 図書プラザにおける子どもの読書活動の推進

#### 【現状と課題】

- 図書プラザは、まちの図書室として読書活動の中心的役割を担っており、本に親しみ、読書の楽しさを味わうことができるよう各種活動を展開しています。また、移動図書館車の定期運行により町内全域に出向き、幅広い世代に対し読書機会の提供に努めています。
- 子どもの興味・関心は成長とともに広がっていきます。小学生期は文字が読めるようになり自分で読む楽しみを覚え、知識の幅を広げていきますが、中学生期・高校生期の読書は自我の確立や進路選択に大きな影響を与えるものとなります。このため年代に応じた事業の展開が必要であり、それぞれの成長過程や特徴を踏まえ働きかけることが必要です。
- 町外の保育園や幼稚園、学校に通っている子どもにとっていつでも身近で立ち寄れる場所として、利用しやすい環境づくりが必要です。
- 電子書籍や電子機器の普及といった社会変化に応じ読書や情報収集の手段が多様化しており、先進技術に柔軟に対応できる運営が必要です。

#### 【今後の方向】

- ・蔵書を活かし様々な機関と連携して読書に関連した取組みを行います。
- ・積極的な情報発信に取り組み読書活動の推進を図ります。

#### 【具体的な施策】

- ・蔵書の充実と館内備品の更新による環境整備の推進
- ・年代に応じた働きかけや推薦図書の紹介、読書記録等による読書意欲の啓発
- ・図書プラザの蔵書を活用した各種事業の推進と利用者への情報発信
- ・移動図書館車の運行や団体向け貸出による読書機会の増進
- ・ふるさと絵本の活用や森みつ少年少女文芸賞によるふるさと教育の推進
- ・ふるさとビデオのデジタル化等利用しやすい資料づくりの推進
- ・蔵書の有効活用による他機関との連携の推進
- ・既存にとらわれない魅力的な書架づくりの推進
- ・他図書館との相互貸借による蔵書提供と事業充実
- ・図書ボランティア人材の育成

### 第3章 子どもの読書活動の普及・啓発について

子どもの読書活動を社会全体で推進するためには、その意義や重要性について、広く町民の理解や関心を高める必要があります。

そのためには、図書プラザをはじめとした関係機関が、子どもと保護者、さらには地域住民に対し、多くの情報を提供するとともに、本に親しむ機会の提供や読書を好きになるような働きかけを実施し、また、関係機関や団体等と連携し、意識の啓発に向けた事業を推進することが必要です。

#### 【今後の方向】

- ・積極的な情報発信によって、読書意欲の向上を図ります。

#### 【具体的な施策】

- ・子どもの年代に応じた新着図書や推薦図書の普及
- ・ホームページの活用等による地域住民への情報発信
- ・関係機関による相互の情報発信と連携による読書の啓発
- ・「子ども読書の日」（4月23日）や「こどもの読書週間」（4月23日～5月12日）における特別事業の実施
- ・北海道立図書館による市町村活動支援事業を活用した読書活動の推進

## 第4章 関係機関の連携について

社会全体で子どもの読書活動を活発に働きかけるためには、子どもの各年代に対応した周囲の積極的な取り組みが必要です。

また、子どもだけでなく、周囲の大人も読書に対する理解を深められるような働きかけも重要です。そのためには、学校間、または他町図書館との連携ということだけでなく、行政・民間を問わず、子どもや家庭、読書に係わる各機関が連携・協力していくことが必要です。

関係機関が定期的に連絡を取り合い、子どもや家庭の現状、興味・関心について共有し、そのなかで読書に係わる取り組みを協議し、子どもの読書活動に関する事業の共同開催や蔵書の相互利用による展示等の読書推進の働きかけが必要です。

### 【今後の方向】

- ・関係機関が連携し、それぞれの特性を活かした事業展開を図ります。

### 【具体的な施策】

- ・保護者や関係者等の大人も含めた子どもの読書に関する講座等の実施
- ・関係機関の連携と連絡会議等の実施、積極的な情報発信

## 参考資料

子どもの読書活動の推進に関する法律(平成十三年十二月十二日法律第百五十四号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 1 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 2 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 3 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 4 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 5 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 6 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。



**新冠町第3次子どもの読書活動推進計画  
(令和3年度～令和7年度)  
令和3年3月**

発行／北海道新冠町教育委員会  
編集／社会教育課社会教育G図書係  
新冠町レ・コード館図書プラザ